(注)

1　計画期間に合わせて記入する。

2　「①売上高」には、地域産業資源活用支援事業の支援の対象である商品・役務（最終製品）の売上計画を記載する。共同で地域産業資源活用支援事業を実施する場合で、当該事業に係る商品・役務が複数ある場合には、それらの合計額を記載する。

3　「申請者」には、申請者の名称を記載する。共同で地域産業資源活用支援事業を実施する場合は、「申請者」「②設備投資額」「③運転資金増加額」「④資金調達額合計（②＋③）」に対応する欄を繰り返し設け、申請者ごとに記載する。

様式第４

認定地域産業資源活用支援事業計画の変更に係る認定申請書

年　月　日

主務大臣　殿

住　所
名称及び
代表者の氏名　印

年　月　日付けで認定を受けた地域産業資源活用支援事業計画「（事業名）」について下記のとおり変更したいので、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第９条第１項の規定に基づき認定を申請します。

記

1　変更事項

2　変更事項の内容

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。

（記載要領）

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第六十号

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十七号）の施行に伴い、国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百八条第六項及び第二百十条第四項の規定に基づき、地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月二十日　国土交通大臣　太田　昭宏

地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「地域産業資源活用事業計画」の下に「及び地域産業資源活用支援事業計画」を加える。

一　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）第七条第九号、第八十一条第九号、第八十三条の二第四号及び第八十三条の三第四号

二　北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）第二条第四十三号及び第三十九条第九号

附　則

この省令は、公布の日から施行する。